

赤井川村地域公共交通計画（案）に対する意見と協議会の考え方について

令和4年2月24日に開催した令和3年度 第6回赤井川村地域公共交通活性化協議会において概要説明を行い、その後3月8日を期限に、赤井川村地域公共交通活性化協議会委員に計画（案）に対する意見を募集しました。

寄せられた意見と協議会としての考え方について、次のとおり整理しております。

意見提出いただいた委員名の公表は行いませんが、4人の委員から10件の貴重なご意見をいただき、赤井川村地域公共交通計画に反映させていただいております。

ページ	意見内容	考え方
40 施策①	住民意見を踏まえた運行内容の検討、利用者動向をもとにした見直しの継続を表明していることから、今後、運行路線の検討要望が住民から出された場合には、真摯に取り扱っていただきたい。	ご意見いただきましたように、令和4年4月のむらバス運行後においても、従前同様に地域住民との意見交換会等を進め、運行内容を検討させていただく考えであり、施策①にこれら事項を明確に位置づけるよう修正を行います。
〃 施策②	いわゆる枝線の運行内容、実施方法の検討においては、社協が実施している支え合い活動を切り離して、別個に考える必要がある。	社協の活動とは切り離して考える必要があるとのご意見ですが、地域内の移動利便性を検討していくためには、地域福祉の担い手である社協との連携は必要不可欠だと認識しておりますので、より一層情報共有を進めさせていただきたいと考えております。
41 施策④	福祉移動支援策の維持、社協等の福祉活動支援事業者への情報提供、連携等の支援というが、具体的にイメージできない。	ご意見を踏まえ、施策④の事業実施イメージを次のとおり修正します。 ・様々な要因により移動支援を必要としている方の、移動実態に係る情報交換を村内の社協等の福祉活動支援事業者を交えて情報共有を図り、円滑な福祉移動支援策体制を構築します。 ・また、村内公共交通資源の総動員に向け、社協等の福祉活動支援事業者と連携した、村内公共交通網のあり方を検討する体制を構築します。

	むらバスだからこそその路線、時刻で村民がむらバス便利だねと思えるものになるよう更に声を拾い続けて頂きたいとおもいます。	ご意見いただきましたように、令和4年4月のむらバス運行後においても、従前同様に地域住民との意見交換会等を進め、運行内容を検討させていただき考えでおり、施策①にこれら事項を明確に位置づけるよう修正を行います。
38	今後の方向性について、住民が協働できる機会を必ず行い、その意見をしっかり反映して欲しい。	ご意見いただきましたように、令和4年4月のむらバス運行後においても、従前同様に地域住民との意見交換会等を進め、運行内容を検討させていただき考えでおり、施策①にこれら事項を明確に位置づけるよう修正を行います。
37	P38と関連して協議会のあり方の改善を強く希望する。委員の意見をしっかり積み上げる。その積み上げを大切にしていきたいです。	協議会の運営については、設置の目的である持続可能な公共交通の形成と地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な協議の場として、引き続き開催していく考えでおります。
全て	全てにおいてこのような聞き取りと会議の議事録を正確に残し、必要に応じて公表をお願いしたい。この聞き取りの内容を委員にもれなく報告してください。	協議会の開催結果については、村ホームページにて公表しており、引き続き、そのように進めていく考えです。また、計画(案)に対する意見照会の内容についても、各委員に情報提供させていただきます。
40 施策①	むらバスの記載がありますが、P1の背景と目的の記載事項の経緯に触れたうえで確保維持事業の必要性を記載してはいかがでしょうか。	ご意見を踏まえ、施策①の事業の実施イメージにおける赤井川村の公共交通確保の背景と目的の記載をし、安定した運行事業の視点で確保維持事業の必要性を記載しました。
39～ 41	補助系統に係る事業及び実施主体の概要について、P39～41に渡り記載が認められますが、表に整理してはいかがでしょうか。	ご意見のとおり表に整理します。

その他	法第5条第3項に係る事項（例えば観光の振興に関する施策との連携に関する事項）など記載してはいかがでしょうか。（施策⑪において記載はありますが、上位計画における観光施策と連携した内容でしょうか）	第四期赤井川村総合計画【後期基本計画】において、観光資源の充実・活用、インバウンドの受け入れ体制の充実等が主要施策として位置づけられており、施策⑪については、上位計画と連携した内容であると考えております。
-----	--	--